

久米島町新クリーンセンター（仮称）備品調達
条件付き一般競争入札実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、久米島町（以下「本町」という。）が発注する備品調達事業（以下「本業務」という。）について、透明性及び公平性、競争性を確保するため、条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）による契約実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務委託の概要）

第2条 本調達業務は下記のとおりとする。

- （1）業務の名称 久米島町新クリーンセンター（仮称）備品調達
- （2）概 要 施設内使用する備品調達、搬入、本町に対する諸手続きを行うもの。
- （3）仕 様 等 久米島町新クリーンセンター（仮称）備品調達仕様書（以下「仕様書」という）参照
- （4）スケジュール

内容	日程
公募開始の公表	令和7年12月24日（水）
質疑の受付締切	令和8年1月6日（火）17時まで
質疑の回答予定	令和8年1月8日（木）
参加資格確認申請締切	令和8年1月16日（金）17時必着
参加資格確認通知	令和8年1月19日（月）
開札日	令和8年1月23日（金）
落札結果の公表	令和8年1月23日（金）
契約締結予定日	令和8年1月下旬予定

（入札参加資格等）

第4条 参加資格は、次の要件をすべて満たす企業又は団体（以下「事業者」という。）とする。

- （1）令和7年度久米島町工事等入札参加業者資格者名簿の「物品」部門に登載されていること
- （2）沖縄県内に本社又は支社、営業所等を有していること
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続きの申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員と関係を有している者でないこと。
- (6) 国税、県税及び市町村民税に関し滞納がない者であること。
- (7) 国又は地方自治体から入札参加資格指名停止の処置を受けていないこと。

（質問の方法及び回答）

第5条

- (1) 質問方法 （様式第7号）質問書に質問内容を記載し、メールにて提出すること
- (2) 質問期限 令和8年1月6日（火）17時まで
- (3) 回答方法 令和8年1月8日（木）に久米島町HP又はメールにて回答

（入札参加の申込み）

第6条 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、令和8年1月16日（金）17時までに町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

【入札参加確認申請時】

- (1) （様式第1号）入札参加資格確認申請書
- (2) （様式第1号別紙）誓約書
- (3) （様式第2号）契約実績表又は（様式第3号）入札保証金納付書発行依頼書（入札保証金の免除を希望する場合）
- (4) 調達予定調書（任意様式）※調達予定の物品が確認できるもの（カタログ可）

【入札時】

- (1) （様式第4号）入札書
- (2) （様式第5号）委任状（代理人が入札する場合）

（入札参加資格の確認）

第7条 久米島町新クリーンセンター（仮称）備品調達条件付き一般競争入札実施要領に定める発注者は、第6条の条件付き一般競争入札参加申請書が提出されたときは、当該参加者が第4条に定める入札参加資格要件に適合するか確認するものとする。参加資格の結果通知は、令和8年1月19日（月）までに通知する。

（入札の方法等）

第8条 入札については、久米島町入札事務処理要綱を準拠し、本要綱に基づき条件

付き一般競争入札により行うものとする。

2 入札書は持参により提出すること。なお、電報及び電送による入札は認めない。

【入札日時及び場所】

日 時 令和8年1月23日（金）午前11時

場 書 久米島町役場1階第1・2会議室

提出書類 ア：（様式第4号）入札書

イ：（様式第5号）委任状（代理人が入札する場合）

4 入札回数は、2回とする。

5 入札参加者がいないときは、当該入札を中止する。

（入札の無効）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、これを無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札又は久米島町契約規則第25条第3項の規定による確認を受けない代理人がした入札
- (2) 指定の日時まで提出又は到達しなかった入札
- (3) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者は又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
- (4) 入札者又は代理人の記名押印がない入札
- (5) 同一入札について入札者又は代理人が2以上の入札をしたときは、その全部に入札
- (6) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、双方の入札
- (7) 入札金額又は入札者の指名その他主要部分が識別し難い入札
- (8) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (9) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
- (10) その他入札に関する入札に関する条件に違反した入札

（落札者の決定）

第10条 入札の結果、予定価格の範囲内で最低価格による入札を行ったものを最低価格入札者として決定する。この場合において、最低価格入札者が2者以上の場合は、直ちに、当該入札業務に関係のない職員がくじを引き、最低価格入札者を決定する。

（入札結果の公表）

第11条 落札者を決定したときは、速やかに落札者及び落札金額を町ホームページに掲載し公表する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、本業務の契約締結日限り、その効力を失う